

畜産環境整備機構損害保険要領（平成 20 年 9 月 29 日け 20 環機第 838 号）一部改正新旧対照表

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 838 号 制 定 【略】 令和 5 年 3 月 14 日 4 環機第 817 号 一部改正 <u>令和 7 年 3 月 11 日 6 環機第 714 号 一部改正</u></p> <p>第 1 目 的 一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成 22 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。）<u>及び畜産高度化支援補完リース事業実施要領（平成 28 年 8 月 17 日 28 環機第 353 号。以下「補完リース要領」という。）</u>に基づき貸し付ける貸付施設等について、高度化リース要領第 6 の規定及び補完リース要領第 6 の規定に基づき借受者が加入しなければならない損害保険については、これらの要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 2～第 7 【略】</p> <p>[削る]</p>	<p>平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 838 号 制 定 【略】 令和 5 年 3 月 14 日 4 環機第 817 号 一部改正</p> <p>第 1 目 的 一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が畜産高度化支援リース事業実施要領（平成 22 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。）<u>、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領（平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 110 号。以下「緊急支援リース要領」という。）</u>、畜産高度化支援補完リース事業実施要領（平成 28 年 8 月 17 日 28 環機第 353 号。以下「補完リース要領」という。）<u>及び畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領（平成 29 年 5 月 18 日付け 29 環機第 132 号。以下「環境・衛生リース要領」という。）</u>に基づき貸し付ける貸付施設等について、高度化リース要領第 6 の規定及び補完リース要領第 6 の規定<u>並びに環境・衛生リース要領第 6 の規定</u>に基づき借受者が加入しなければならない損害保険については、これらの要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 2～第 7 【略】</p> <p><u>第 8 高度化リースのうち畜産環境対策リース事業（以下「環境リース」という。）の損害保険の取扱</u>  <u>1 環境リースに係る損害保険については、第 4 及び第 5 の規定にかかわらず、機構が借受者の委任を受けて当該保険に加入するものとする。</u>  <u>2 高度化リース要領第 6 の 1 について、貸付施設等の耐用年数又は貸付期間の何れか短い年数に亘る損害保険料を、原則、機構は独立行政法人農畜産業振興機構の補助金交付を受け、借受者に代わって負担するものとする。</u></p>

改正後 (新)			改正前 (旧)				
<p><b>第8</b> この要領の変更            機構がこの要領を変更した場合は、第6の1の(2)及び(3)の規定を準用する。</p> <p>別紙</p>			<p><b>第9</b> この要領の変更            機構がこの要領を変更した場合は、第6の1の(2)及び(3)の規定を準用する。</p> <p>別紙</p>				
保険料率			保険料率				
分類	貸付機械	保険料率	分類	貸付機械	保険料率		
経営用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)	<u>2.40</u>	環境用・経営用 機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)	<u>2.42</u>		
	据付固定式の もの	バーンクリーナー		<u>1.32</u>	据付固定式の もの	バーンクリーナー	<u>1.34</u>
		糞尿乾燥機 攪拌機 醗酵装置		<u>1.81</u>		糞尿乾燥機 攪拌機 醗酵装置	<u>1.83</u>
		上記以外のもの		<u>1.72</u>		上記以外のもの	<u>1.74</u>
		FRP製サイロ	<u>2.08</u>	FRP製サイロ		<u>2.10</u>	
	鉄製サイロ	<u>1.57</u>	鉄製サイロ	<u>1.59</u>			
	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵装置	<u>1.72</u>	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵装置	<u>1.74</u>			
	車両消毒槽 (主にコンクリート製)	<u>1.72</u>	車両消毒槽 (主にコンクリート製)	<u>1.74</u>			
	噴霧器、洗浄機、消毒機	<u>1.87</u>	噴霧器、洗浄機、消毒機	<u>1.89</u>			
	防鳥ネット	<u>3.66</u>	防鳥ネット	<u>3.77</u>			
	防獣柵等 (金属造りのもの)	<u>2.90</u>	防獣柵等 (金属造りのもの)	<u>2.97</u>			
	防獣柵等 (木造のもの)	<u>3.66</u>	防獣柵等 (木造のもの)	<u>3.77</u>			
	上記以外のもの	<u>1.87</u>	上記以外のもの	<u>1.89</u>			
	食肉用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)	<u>2.40</u>	食肉用機械・装置	運搬用機具 (自走式のもの)	<u>2.42</u>	
精密電子機器類		<u>1.02</u>	精密電子機器類		<u>1.04</u>		
ショーケース		<u>1.11</u>	ショーケース		<u>1.13</u>		
せり装置		<u>1.07</u>	せり装置		<u>1.09</u>		
上記以外のもの		<u>1.03</u>	上記以外のもの		<u>1.05</u>		
生乳用機械・装置	精密電子機器類	<u>1.02</u>	生乳用機械・装置	精密電子機器類	<u>1.04</u>		
	ショーケース	<u>1.11</u>		ショーケース	<u>1.13</u>		
	上記以外のもの	<u>1.03</u>		上記以外のもの	<u>1.05</u>		

改 正 後 (新)			改 正 前 (旧)		
その他機械・装置	脊髓吸引機 消毒装置 脊髓彎曲矯正装置 頭蓋骨破碎装置	<u>1.32</u>	その他機械・装置	脊髓吸引機 消毒装置 脊髓彎曲矯正装置 頭蓋骨破碎装置	<u>1.34</u>
(注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。			(注) 保険料率は、保険金額1,000円に対する保険期間1年についての額である。		
別紙様式第1号～第5号 <b>【略】</b>			別紙様式第1号～5号 <b>【略】</b>		

附則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2の3の規定で定める別紙は令和7年4月1日から適用するものとし、それ以前に貸付開始された貸付契約については、なお従前の例による。
- 2 この改正前に貸付開始された高度化リースのうち畜産環境対策リース事業に係る損害保険の取扱いについては、改正前の要領第8の規定による。